

沖縄県医療施設等物価高騰対策支援金支給要綱

令和8年3月27日
保医第1121号

(通則)

第1条 沖縄県医療施設等物価高騰対策支援事業における沖縄県医療施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の支給に関しては、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日府地創第327号）」及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この支援金は、エネルギー価格等の物価高騰により食材料費・光熱水費等の負担が増える中で、物価高騰の影響を価格転嫁できない保険診療等を行う医療施設等に対し支援金を支給し、継続的に必要な地域医療を提供することを目的とする。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給対象者（以下「支援事業者」という。）は、申請時点で事業を継続しており、次の各号の施設を開設又は管理する者とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき開設の届出を行っている病院、診療所（歯科診療所を含む。）及び助産所（入所施設を有し、分娩を取り扱う施設に限る。）
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき開設している薬局のうち、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定に基づき保険薬局の指定を受けた施設
- (3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定に基づき開設している施術所のうち、受領委任取扱施術所の指定を受けた施設又は医療保険（療養費）の対象となる施術を行っている施設

2 次の各号に掲げる項目に該当するものは、前項の規定に関わらず支給の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が開設、運営する施設等（国又は地方公共団体から独立した会計で運営されている施設を除く。）
- (2) 保険診療、保険施術を取り扱わない（保険外診療・施術のみ取り扱う）施設等

(3) 社会福祉施設内診療所、企業内診療所等であって、原則として特定の者を対象とする施設等

(4) 令和8年4月1日以降に開設した施設

(支援対象経費及び支給額)

第4条 支援金の支給の対象となる経費及び支給額は、別表のとおりとする。

2 知事は、予算の範囲内において支援金を支給することができる。

(支援金の申請方法)

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、支援金支給申請書（様式第1号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の支援金支給申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 支援金支給要件確認書兼誓約書兼同意書（様式第2号）

(2) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、前項の書類の提出を受けた場合であって、当該書類に不備があるときは、申請者に対し、期間を定めて補正を求めることができる。

(支給決定)

第6条 知事は前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該申請をした者に支援金の支給決定を通知する。

2 前項の通知は、支援金を支給することが適当であると認めた申請者が指定する金融機関口座への入金をもって代えるものとし、この場合、申請書を申請者からの請求書とみなす。

(実績報告)

第7条 支援金における実績報告は、第5条に定める支援金支給申請書（様式第1号）をもって代えるものとする。

(支援金の額の確定)

第8条 支援金の額の確定は、第6条をもって代えるものとし、これをもって支給決定額の確定とする。確定通知は、同条第2項に定める支援金を支給することが適当であると認めた申請者が指定する金融機関口座への入金をもって代えるものとする。

2 知事は、前項により支給すべき支援金の額を確定するに当たり、特に必要があるときは、支援事業者に対し、審査に必要な書面の提出を求めることができる。

(支援金の支給)

第9条 知事は、前条の額の確定を行ったときは、速やかに支援金を支給するものとする。

(支給申請の取下げ)

第10条 支援金の支給決定を受けた者は、第6条の規定による支援金支給決定通知を受けた後、この支援金の申請を取り下げようとするときは、通知を受けた日から起算して20日以内に、支援金支給申請取下書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 知事が申請書等を受理した後、申請書等の不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、第4項に定める期限までに補正が行われなるときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

3 知事が支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、支援事業者の責に帰すべき事由により支給できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

4 前2項の補正の期限は、補正を求めた日の翌日から起算して10開庁日後とする。

5 知事は、第2項又は第3項の規定に基づき、申請が取り下げられたものとみなしたことについて、申請者にその旨を通知する。

(支給決定の取消し等)

第11条 知事は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(2) 不正の手段により支援金の支給決定を受けたとき。

(3) この要綱に規定する支援金の支給要件を欠くこととなったとき。

(4) その他本要綱に反したとき。

(5) 支給決定後に生じた事情の変更等により、支援事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が支給されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から

20日以内とし、知事は期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

5 知事は前2項の場合において、第1項第1号から第4号の場合を除き、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。

6 第1項から前項までの規定は、支給すべき支援金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(証拠書類の保管)

第12条 支援金の支給を受けた者は、当該支援金に係る証拠書類を支援金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管し、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければならない。

(検査及び報告)

第13条 知事は、支援金の適正な執行の確保のため、必要に応じて支援事業者に対して、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 支援事業者等は、支援金の支給を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(暴力団の排除)

第15条 次に掲げる者は、この要綱に基づく支援金の支給の対象としない。

(1) 自己又は自社の役員等(役員等とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。)が、次のいずれかに該当するもの。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

以下同じ。)又は暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)関係者

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

- エ 暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - オ 暴力団員と密接に交際し、社会的に非難されるべき関係を有している者
- (2) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 3 月 27 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに支給を決定した支援金については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

施設区分A	支援対象経費	病床数区分・施設区分B	支給額
病院又は5床以上の病床を有する診療所	食材料費・電気・ガス・水道代・ガソリン・重油代等	5～19床	52万8千円
		20床～	病床数×5万2千円
その他施設	電気・ガス・水道代・ガソリン・重油代等	医科診療所 ※無床又は5床未満の病床を有する診療所	26万8千円
		歯科診療所	10万7千円
		助産所	16万3千円
		薬局	14万5千円
		柔道整復師施術所	2万8千円
		あんま・はり・きゅう施術所	8千円

※1 令和7年4月から令和8年3月間の物価高騰に対する支援であるため、令和8年4月1日以降に開設した施設は補助対象外。